

国立大学法人東京医科歯科大学学長選考に関する細則

〔平成 27 年 1 月 22 日〕
学長選考会議議長制定

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議規則（平成 16 年制定）第 8 条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う国立大学法人東京医科歯科大学長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考の時期）

第 2 条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長の辞任が承認されたとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第 1 号に該当する場合においては任期満了の日の 3 ヶ月前までに、同項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合においてはその事由の生じた後速やかに行うものとする。

（学長に求められる資質・能力）

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考・監察会議が学長の選考を行うに当たっては、前項に規定する学長に求められる資質・能力について、あらかじめ具体的に定める。

（選考の手続・方法）

第 4 条 学長選考・監察会議は、学長選考・監察会議が定める推薦人からの推薦に基づき、学長候補者を選出する。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の推薦の前に、立候補者を募ることができる。
- 3 学長選考・監察会議は、学長候補者から大学運営について所信を求めるものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、学長候補者から学長を選考する。
- 5 学長選考・監察会議が必要と認める場合には、学内意向調査を行うことができる。

（再任の審査）

第 5 条 学長選考・監察会議は、国立大学法人東京医科歯科大学学長の任期に関する規則（平成 27 年規則第 10 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき学長が再任可能な場合には、前条の規定にかかわらず、当該学長の再任の審査により選考を行う。

- 2 学長選考・監察会議は、再任の審査に当たっては、当該学長に対し再任の意思を確認するとともに、当該学長から大学運営について所信を求めるものとする。
- 3 再任の審査に当たっては、第 3 条第 2 項の規定は適用しない。ただし、学長選考・監察会議が必要と認める場合には、この限りでない。
- 4 学長選考・監察会議は、学長に再任の意思がない場合及び再任の審査の結果、再任を

否とした場合は、前３条の規定に基づき、改めて学長の選考を行うものとする。

５ 学長選考・監察会議が必要と認める場合には、学内意向調査を行うことができる。

（雑則）

第６条 この細則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って別に定める。

附 則

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和元年９月１９日制定）

この細則は、令和元年９月１９日から施行し、令和元年９月１２日から適用する。

附 則（令和３年１２月１日制定）

この細則は、令和４年１月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月１日制定）

この細則は、令和４年４月１日から施行する。